

新城市総合計画審議会条例

平成17年10月 1 日

条例第18号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、新城市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ総合計画について、調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

- 2 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 3 会長は、委員の互選とし、副会長は、会長が選任する。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を助け、会長に事故がある場合に、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
 - (2) 市教育委員会の委員
 - (3) 市農業委員会の委員
 - (4) 市内の各種団体の代表者
 - (5) 学識経験を有する者
 - (6) 住民を代表する者
- 2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(顧問)

第5条 審議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、審議会の推薦により市長が委嘱する。
- 3 顧問は、審議会に出席し意見を述べることができる。

(会議)

第6条 会長は、審議会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(幹事及び調査員)

第7条 審議会に調査又は審議を補助するため幹事及び調査員を置くことができる。

2 幹事及び調査員は、市の職員その他適当と認める者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

3 幹事は、審議会に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要なことは、別に市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。